

事 務 連 絡  
令和4年10月11日

保険調剤薬局 御中

青森県国民健康保険団体連合会

審査結果連絡に係る帳票等の変更について

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、今般、下記のとおり帳票等を変更することといたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を帳票に印字いたします。  
（別添参照。事務的な内容のものから順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和4年11月審査分から
3. 関係帳票
  - (1) 増減点連絡書
  - (2) 突合点検結果連絡書
  - (3) 増減点返戻通知書
  - (4) オンライン請求用増減点CSV
  - (5) 過誤再審査結果通知書（※）（1）、（4）はオンライン請求システムで参照する帳票。

以上

<p>【問い合わせ先】 青森県国民健康保険団体連合会 審査課 TEL: 017-723-1336</p>
--

別紙（保険調剤薬局帳票例）

月 分 増 減 点 連 絡 書

薬局コード

保険薬局名 \_\_\_\_\_ 薬局

御中

国民健康保険団体連合会

調剤 年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏 名 調剤録番号	No	調剤月口	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			本外		調剤サンプル KARTE	01	4	00	-24	D	1	時間外加算(薬剤調製料)	24	審査結果の理由等：『時間外加算(薬剤調製料)は、休日加算(薬剤調製料)と重複算定不可となりますのでご注意ください。』
						---	---	---	---	---	---	---	---	---
						合計		00	-24			458		434
<div data-bbox="1451 536 2002 662" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;補正・査定後内容欄&gt;            ・ 査定の具体的な理由を印字します。            (事務的な内容のものから段階的に実施します。)</p> </div>														
備考														

記号凡例

(増減点事由)

1 診療内容に関するもの

- A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応と  
ならないもの
- B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・  
重複となるもの
- C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険  
診療上適当でないもの
- D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められる  
もの

- J\* 縦覧点検によるもの
- Y\* 横覧点検によるもの
- T\* 突合点検によるもの

2 事務上に関するもの

- F 固定点数が誤っているもの
- G 請求点数の集計が誤っているもの
- H 縦計計算が誤っているもの
- K その他

(補正・査定後内容)

突合点検

処方箋を発行した医療機関のレセプトとの照合点検により  
補正・査定された内容

別紙（保険調剤薬局帳票例）

様式3-4

増減点・返戻通知書

医療機関番号
--------

令和 4 年 月請求分（ 月診療分） 診療報酬明細書（柔整療養費支給明細書）を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

連合会

薬局殿

令和04年 月 日 作成 1/ 1頁

保険者番号 保険者名	科別	保険 制度	本・家 入・外	法別 ①②③④	被保険者証記号・番号・枝番 被保険者氏名	簡所事由	増減		一部負担金		返戻		摘要	診療 年月	備考
							増点/増額	減点/減額	増額	減額	日数	点数/金額			
		一般	本外		1 2 3 4 5 6 7 8 9 ・ 01 調剤サンプル	D		24					時間外加算（薬剤調製料）	04	
		一般											24 → 0	04	
		一般											審査結果の理由等：『時間外加算（薬剤調製料）は、休日加算（薬剤調製料）と重複算定不可となりますのでご注意ください。』	04	
		一般												04	
	一般							24							
	合計							24							

<摘要欄>  
 ・ 査定の具体的な理由を印字します。  
 （事務的な内容のものから段階的に実施します。）

箇所の記号			増減点事由		通信欄
医科	歯科	柔整			
10 診察 11~14	10 診察 11~14	10 初検	A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの		
20 投薬 21~28	20 投薬・注射 21~27	20 往療	B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの		
30 注射 31~33・39	30 注射・X線検査 31~33・39	30 整復	C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの		
40 処置	40 処置 41~44	40 固定	D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの		
50 手術・麻酔 54	50 手術・麻酔 54	50 施療	F 固定点数（施術料）が誤っているもの		
60 検査・病理	58 修復 61~64	60 金属副子	G 請求点数等の集計が誤っているもの		
70 画像診断	59 補綴	70 後療	H 縦計算が誤っているもの		
80 その他	60 検査・病理	80 薬法	K その他		
90 入院 92	70 画像診断	90 その他	J* 縦覧点検による		
93 診断群分類	80 その他		Y* 横覧点検による		
97 食事	90 入院 92		T* 突合点検による		
	97 食事				